

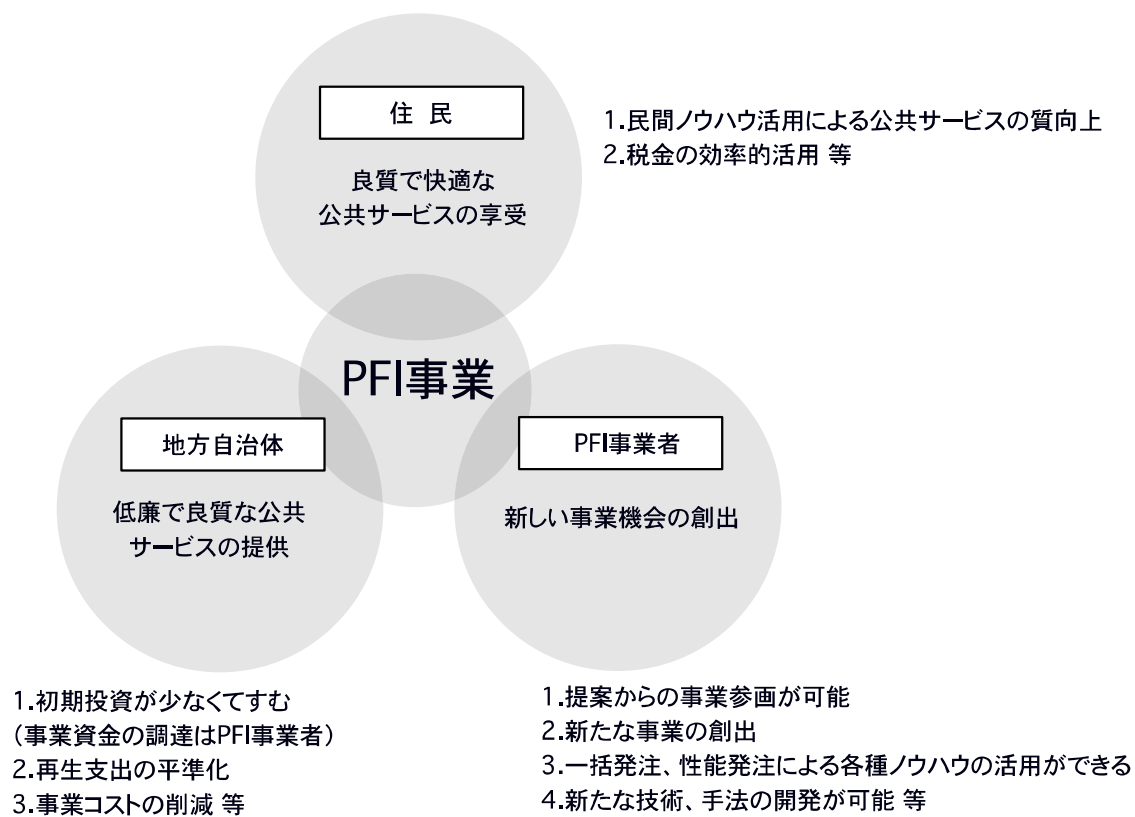
①建設用地及び、施設形態の検討

建設用地については既存の市所有地を活用する方向で検討します。美術施設の建設は一棟で建設する単体施設の場合と、複合施設の一部となる場合に別れます。類似施設を検討すると近年、複合施設内部に立地する美術館が増えていることがわかります。

建設費を比較した場合、美術施設を単体で建設すると、躯体工事や外構工事などの工事項目が複合施設に比べると工事費が割高になります。しかし、建物や外構のイメージを統一のデザインでまとめることができるなどの利点があります。それぞれのメリット・デメリットを考慮し、用地と施設形態の検討を行い、建設費を削減手法を進めていきます。

②事業方式の検討

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的な事業計画(PFI等)についても検討します。事業リスクが軽減できるとともに、財政支出の削減効果が期待できます。民間事業者にとっても新たな投資機会を獲得することができ、長期的に安定した収入が見込め、企業としての信頼性が高まる等の効果も生まれます。



PFIのメリット (全国地域PFI協会HPより作成)

PFIとは

- 「PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。
- 民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施します。
- PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。
- 我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。
- 英国など海外では、既にPFI方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めています。

PFIの事業方式

BTO(Build Transfer Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

BOT(Build Operate Transfer)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

BOO(Build Own Operate)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式

参考資料:PFIとは (内閣府HPより作成)